

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】令和4年1月24日(2022.1.24)

【公開番号】特開2020-147782(P2020-147782A)

【公開日】令和2年9月17日(2020.9.17)

【年通号数】公開・登録公報2020-038

【出願番号】特願2019-44899(P2019-44899)

【国際特許分類】

B 22 F 3/16(2006.01)
 B 22 F 3/105(2006.01)
 B 22 F 3/24(2006.01)
 B 22 F 1/00(2022.01)
 C 22 C 19/05(2006.01)
 B 33 Y 10/00(2015.01)
 B 33 Y 80/00(2015.01)

10

【F I】

B 22 F 3/16
 B 22 F 3/105
 B 22 F 3/24 C
 B 22 F 1/00 M
 C 22 C 19/05 C
 B 22 F 3/24 F
 B 33 Y 10/00
 B 33 Y 80/00

20

【手続補正書】

【提出日】令和4年1月13日(2022.1.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

30

【補正対象項目名】0043

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0043】

パウダーベッドフュージョン装置としては、EOS社製のEOS M290を用いた。この装置では、レーザスポット径Dがメーカー側で0.08mmに設定されている。中間体を製造する際の各層の厚さを40μm、各層上にレーザを照射する際の走査線の間隔を0.05mm、レーザ走査速度を1000mm/s、レーザ出力を180W、走査回転角を90度とした。

【手続補正2】

40

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0060

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0060】

上記のアスペクト比の相違は、中間体の配向率に起因するものと推定される。すなわち、実施例1A～3A, 1B～3Bの中間体では配向率が50%以上(すなわち、40%以上)であるのに対し、比較例1A～4A, 1B～4Bの中間体では配向率が40%未満であった。

50